

平成31年3月4日（月曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成31年第1回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1番	杉原 崇 君	2番	櫻井 靖 君
3番	緑山 市朗 君	4番	赤間 幸夫 君
5番	高橋 利典 君	6番	片山 正弘 君
7番	澁谷 秀夫 君	8番	今野 章 君
9番	太齋 雅一 君	10番	後藤 良郎 君
11番	菅野 良雄 君	12番	高橋 幸彦 君
13番	色川 晴夫 君	14番	阿部 幸夫 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻井 公一 君
副 町 長	熊谷 清一 君
総務課 長	千葉 繁雄 君
財務課 長	佐藤 進 君
企画調整課 長	佐々木 敏正 君
町民福祉課 長	太田 雄 君
健康長寿課 長	児玉 藤子 君
産業観光課 長	安土 哲 君
建設課 長	赤間 春夫 君
会計管理者兼会計課 長	鷹平 義弘 君
水道事業所 長	岩淵 茂樹 君
危機管理監	蜂谷 文也 君
子育て支援対策監	本間 澄江 君
総務課総務管理班 長	櫻井 和也 君
教 育 長	内海 俊行 君
教 育 次 長	三浦 敏 君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 3 1 年 3 月 4 日 (月曜日) 午前 1 0 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 第 3 議案第 3 号 松島町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 〃 第 4 議案第 4 号 財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正について
- 〃 第 5 議案第 5 号 松島町町税条例の一部改正について
- 〃 第 6 議案第 6 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 〃 第 7 議案第 7 号 松島町下水道条例の一部改正について
- 〃 第 8 議案第 8 号 松島町水道事業給水条例の一部改正について
- 〃 第 9 議案第 9 号 松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について
- 〃 第 1 0 議案第 1 0 号 平成 3 0 年度松島町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 〃 第 1 1 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 〃 第 1 2 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 〃 第 1 3 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 〃 第 1 4 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 〃 第 1 5 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 〃 第 1 6 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) について

Ⅱ 第17 議案第17号 平成30年度松島町水道事業特別会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、3番緑山市朗議員、4番赤間幸夫議員を指名します。

日程第2 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、議案第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番櫻井靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 2番櫻井です。

電車で夜通っていますと、夜遅くまで電気がついているということが結構見受けられます。規則で定めている時間外勤務命令の上限を超えて働いている職員というのは、現在いるのでしょうか、いないのでしょうか。そこら辺をお伺いします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この条例に関しましては担当課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 規則で定めている上限と申しますか、基本的に現時点で今回の人事院規則の規則の改正を踏まえて、規則を改正して位置づけるということですが、例えば29年度の例で申しますと、例えば1カ月45時間を超えている職員というのは、延べで20人ほどおりました。実人数では14人おりました。それから、1年360時間を超えている職員というのが4人ほどおりました。あと1カ月100時間以上というのが2名ほどおりましたし、あとは1カ月当たりの平均時間、これは2から6カ月の平均になるわけですが、それ超えた職員が一応2名ほどおりました。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） これに対応し切れない職員というのが、現在こういうふうにいるという形なんですけれども、それにならないような対策というのはどうお考えになっているのか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） やはり、仕事の仕方自体を見直す必要があつて、年度間恐らく六、七割は前年度からの継続的な事業なのかなとは思っていますので、年度間それから四半期1カ月、週単位でしっかり管理をするのが大事かなと思っています。

あとはどうしてもイベントとか大規模災害のときには仕方ないと思うんですが、それも今しっかり制度上は前の週4週、それからあとが2カ月の間に代休なり振休なり取得できる制度がありますので、そこはしっかり活用できるように周知徹底はしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 今回超えないまでもそれに近い職員というのは、もっともっているのかなということは考えております。思っております。ですので、そういうふうにくれぐれもないように、働き方改革ということが叫ばれている中、民間企業でいろいろ努力しているところもあると思いますので、そういうところを手本にいたしまして、ぜひともそういう部分で改革をしていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

私のところも1点なんです、今回の条例改正、今答弁にありましたように、改正人事院規則が本年4月1日から施行されるに伴ってということで、相応の町の条例もあわせて改正するという内容であります、まずこの改正に案をたたき台として今回上程するに当たって、職員の側に対してのアプローチというんですか、お話し合いとかそういった状況をどのようになさって今日の提案に至っているのかということと、あわせまして、今回の条例案にその辺の職員の側の声を、参考までに反映してきているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今回の職員の勤務体制というか、時間帯の話になりますので、前段この条例を提案する段階で職員組合ですかね、職員のほうといろいろと相談をさせていただいて、こんな形で今回条例の改正をするんだけれどもどうかなという話は、させていただきま

した。それを踏まえながら、町の庁議とかそういうのを経て今回の提案という形になっております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今回の改正、人事院規則と私どもの松島の条例の一部改正、突き合わせてみるとほとんど同じ内容で提案されているという状況なんですね。こういったものは常に一定の目安というか、職種あるいは先ほど答弁にありましたけれども、大規模災害とか自然災害とか、そういったものに伴って変化されるものだということでもありますし、そういったことを十分職員の側も理解した上で、今回の条例案について何ら異議なく提案にということ、合意していて出されてきているものだとして理解して構わないということでもありますね。

わかりました。

二、三、あれなんですけれども、先ほど答弁の中で振替休日の扱いとか、振替休の取り扱いがありますよね。同月内でできるだけ消化いただくように、時間外相当消化するケースの場合ですね。そういったことでの状況についてはどんなものなんですか。きちんと捉えている状況にあるんですか。その辺は。なかなかとれ得ないという状況なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 全容今、細かい数値は把握していませんが、基本的には少なくとも30年度に関してはとれていると認識しています。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 仮に、とり得なかった場合には、やはり振替休日等じゃなくて、費用弁償的に時間外手当で措置するということもあり得るんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○1番（杉原 崇君） どうしてもそこからはみ出してしまつてとれないという状況が、その時間外を付与する、手当を付与する段階で明らかになれば当然時間外手当として支給するようになります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） これで最後にしますが、この規定はあくまでも非常勤職員とか任用職員とか、そういった形の職員に対しても同様に扱われるという理解でよろしいですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 特に、フルタイムであればなおのこと同じように扱われますが、基本的にはなるだけ時間外勤務はしないようには言っておりますが、若干どうしても繁忙期などについてそういった方がいるという状況です。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 時間外働き方改革という言葉で、今このように45時間が20名、あとは4名とか、こういうふうに規則で決めるわけでありますが、観光イベント、災害とかそういうことで、そういう特定の課が多くなっているのかなと思いますけれども、実際残業の課が多い、改めて何課が多いのか、そういうのをちょっと教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） あくまで29年度で整理していますので、29年度の例でいいますと、総務課、建設、産業観光課ですかね、あとはほかの課も当然ありますが、多いのはそこが多いという状況です。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） このようにこういう課は大体毎年同じように残業が多いかなと思うんですね。その中で心配されるのがストレス、そういうことで心身の病とかそういうものでプレッシャーがかかったり、そういう可能性もあると思うんですね。そういうときの対応ですね。やはりちょっとこの人に負担かかっているんじゃないか、そういう仕事見ながら、そういうときの対策、そのようなことはどのようにしておりますか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今、28年度からストレスチェックというのをやっていますし、特に高ストレスの方に対しては産業医の面談をするようにしていますし、今後も今回の改正に関連して運用上の話になりますけれども、100時間を超えたり2カ月から6カ月の80時間を超えたりしたりした場合は、本人の意向にかかわらず産業医の方への面談と指導を受けるとなっていますので、そうした対応でしっかりやっていますし、あとはいろいろなセミナーも開催していますので、その中でしっかり相談できる体制をもう少しセミナー、研修に合わせて相談できる体制をまた考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 対策はちゃんとしていただきたい。若い職員も、ことし残念ながらおやめになったということもあります。いろんな考え方があるかなと思うんですけども、そういうことでやはり職員みんなでその部分のケアというんですか、ちょっとこのごろおかしいんでないかなという、担当の課長ばかり、総務課ばかりでなくてその課全体的に職員でケアしていきながら対応していただければいいのかなと、これは要望でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませぬか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 先ほどから指摘がありまして、私も非常に夜遅くまで役場に電気がついているというのを見ておりますので、これで本当に大丈夫なのかなという思ひでおりましてけれども、答弁にありましたように1カ月100時間を超えて働いているケースが2人ほどあると思ひます。今回、上限規制を超えて働いている方々がそれなりにいるんだなということがわかりました。

そこで、現状として勤務時間外の時間の把握といひますか、そういうのはどういふふうにして行われているのか。把握した時間、記録、これの保存といひますか、どのくらいの期間保存することにしているのかその辺はどうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、時間外勤務命令に関しましては、職員であれば班長が任命しますので、そこで把握をするのが1つと、あとは入退庁の時間も管理しています。これは今庁舎内だけを統一していますが、今後は出先も含めて統一していきたいと思ひていますので、そうした形で把握しているという状況です。

記録については、3年間は残しています。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今の答弁ですと、そうすると出先の機関は余りきちんと管理されていないということなんですか。それはどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 管理されていないといふか、時間外については、基本的に所属長の命令に基づいて行ひますので、そこは管理しています。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 結局、本庁舎ですと警備の方もいらっしゃって退庁時間というのが把握できるのかなと思いますが、出先はそこがなかなか難しいところだと思うんですね。勤務命令を出した班長さんなりあるいは館長さん、所長さんというんですか、こういう方々が先に帰ってしまうといつ帰ったかわからない、こういう状況も起きるのかなと思うんですが、その辺は現状どうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） そこまでの状況はないと聞いていますので、大丈夫かと思えますし、今後は本庁をベースにやっていますけれども、煩わしさも出るかもしれませんが、出先についてもそのような形で管理していきたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） やはり、職員の皆さんがどのぐらい働いているのかあるいは庁舎にいるのかという時間を、きちんと把握することは職員の健康管理でも非常に大事なことだと思いますので、ぜひそういった点についてもしっかり今後はやっていただければと思います。

それから、出された条例見ますと、時間外勤務の上限時間を決めるということについては、今まで言ってみればなかったものができるわけですから、よかったのだろうと思うわけですが、この条例案で見ると、例えば1カ月100時間未満の働き方ですね、これを認めているわけで、連続する6カ月間80時間まで働くことが可能なのかなと思ってみたんですが、いかがでしょうか。連続80時間未満の労働時間6カ月間することは可能なのか、この条例で。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 80時間以下となっていますから、これをそのまま読めば可能ですが、ただし、他律的業務というのは（1）から（4）いずれかに該当してしまうとだめだという趣旨ですので、仮に6カ月平均で80時間以下ということであっても、例えばそれがなくてもどこかで例えば100時間を超えてしまったとか、そういうのがあるとその時点で抵触してしまうということにもなりますし、そういうこともありますので、初めから他律的業務を、これは国では指定するような形にはなっているんですが、そうではなくて総務課に毎月時間外勤務というのは、最終的に手当の支給の関係で上がってきますので、これを毎月しっかり進捗管理をして、こうならないように事前にしっかり対応していきたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ならないようにというのは、執行者側の希望的観測で条例上は可能だと。

こうなっているわけね。そこが問題だと思うんですね。やはり、条例上もしっかりとそこを規制できるようなものにしないと、うまくないのではないかなと、こんなふうに思った次第であります。

厚生労働省がホームページで記者、報道発表資料ということで出しているやつで、29年度の過労死等の労災補償状況というのを公表しているんですね。これで見ますと、29年度、幾つかあるんですが、きょう持ってきた資料は脳心臓疾患の労災補償状況ということで持ってきました。平成29年度は840件の請求件数があった。そのうち、業務上のものとして限定した認定件数が、253件だということであります。そして、そのうち亡くなった方が、亡くなって支給決定された方が業務上ということで見ると92人おられると、こういう数字があります。これ、働いている時間ごとのやつも表として出ていたので見ますと、脳心臓疾患の時間外労働時間別ということで、1カ月または2カ月から6カ月にかかる1カ月平均の支給決定件数ということで載っているんですが、時間外労働時間が45時間から60時間未満では、亡くなった人いないんです。この中では。ところが、60時間以上80時間未満では、29年度は2カ月から6カ月の評価で1人、括弧内は、亡くなった方5人いらっしゃる。こうなっている。それから、80時間以上だと、亡くなった方が80時間から100時間ですね、亡くなった方が2カ月から6カ月評価で37人いらっしゃる。100時間から120時間ですと1カ月評価でも15人亡くなっているということで、100時間から120時間になると、1カ月評価でこのぐらいの死亡が出るという数字になっています。ですから、この表から見ると60時間から80時間のところでも死亡する方が発生しているということなんですね。

ですから、私はやはり今回の職員の勤務時間外の条例改正というのは、過労死の問題が大きな要因となって、こういう人事院勧告等も出たと思っています。そういう意味でいうと、少なくとも80時間という、何ていうんですか、過労死ラインと言われているこのところを厳に求めていくというか、そこを上限値として定めていかないと、少なくとも過労死を招く事態が発生していく可能性があるのではないかな。こう思うんです。今回の上限規制というのは、ある意味100時間ぐらいまで認めるような内容になっているのかなと思いますので、その辺についてどんなふうに考えているのか。国の法律がこうだから、この形で決めるというのも1つの理屈だとは思いますが、条例ですから町独自で決めてもいい部分もあるのかなと、私は思います。

そういう点で、幾ら働いても80時間以上はだめですよという条例にすることはできなかったのか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 1つ、できるできないということであれば、絶対できないということはないと思いますが、1つは国との均衡ということで、人事院勧告も給与の勧告もそんなんですけれども、基本的には県も他の市町村も人事院の規則に準じて改正しているというのが現状です。

それから、私先ほど他律的業務、（1）から（4）、これは運用上は国もあらかじめ指定する制度になっています。原則はあくまでも（1）の1カ月45時間、それから1年360時間以下ということですので、そういったご質問の内容も踏まえたと、先ほども言ったんですが、初めからどここの課は他律的業務ができる部署ですよという指定を、しないようにしたいと思っています。先ほども言いましたけれども、毎月の時間外をしっかりと管理しながらこうならないように、どうしてもやむを得ないという課は、その時点で指定しなければならない状況になりますが、初めから指定をするということは一応考えていませんので、そうしたことで対応していきたいと思っています。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私は最初に先ほども言ったけれども、条例上できちんと規定されないと、やはりそこはいずれは総務課長がそこにいる間は大丈夫かもしれないけれども、かわってしまえばどうなるかわからないと、条例の解釈の仕方の問題ですよ。ですから、条例でしっかりそこを担保しておくということが、本来大事なのではないかと申し上げたいわけです。ですから、総務課長がいる間は多分大丈夫でしょうけれども、そうじゃなくてもっと厳しい方が出てきて、もっと職員働いたほうがいいんでないとか、そういうことになると解釈が変わる可能性だってあるわけです。こういう条例というのは。

そういう意味でやはり条例をつくる際には、抜け道的なものにならないようにしっかりつくっておくということも大事なのかなと思うんですが、いかがでしょうか。最後にお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 条例ですので、今言ったようにびしっと決めておくということが大事なことはないかということで今ご意見いただきました。

さっき、今回の条例の趣旨については課長が申し上げたとおりです。この辺をいろんな解釈できるというのは、いろんな条例で携わるわけですから、今回その中の1つであって、それを我々がどう管理、目を通していくかということも1つあるのではないかなと思います。

今、総務課長いる間ということではありますが、職員がきょうのお話というのを職員皆聞いているわけです。そういうことを踏まえて、我々もきちんと通常の勤務をきちんと管理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 最後に、お聞きしたいのは、結局こうやって上限規制をしていくことになると、仕事量として密度を高くするのかどうかということが出てくるのかなと思うんです。そういう意味で、そういった問題を解消する上で、職員の増ということも考える必要性が出てくるのかなと。役場の業務量がふえる中で定員管理でどんどん減らすという方向で、この時代は、職員数減らしてきているわけですがけれども、實際上こうした時間上限をしっかりと設けて時間外勤務労働できるだけさせないようにするということになると、職員増ということも視野に入れていかなくちゃいけないのではないかと思うわけですが、その辺いかがでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 仕事のボリュームを変えなければ、仕事というのは今の行政の実務からいくとサービス業ですので、どちらかというふうにふえていく傾向にあります。そうすると必然的に職員はふえていかなくちゃならない。なおかつ今はスピードアップの時代ですから、昔と違ってすぐ対応するというか、いろんなこともスピードアップされています。そういうことで考えると、職員はふやさなくていけないと思います。ただ、そうすることによって財政的な面からいけば費用もまあ、時期かさむ。ですから、そこはやはり財政的にふえることは余りないわけですので、ここで事務事業費の見直しとかいろんなさまざまなことで人件費、人件というか人の数というのは、やはり見直しするなりいろいろやっていかなくてならない。単純に業務量変えないでじゃなくて、その業務もいろいろ見直していきながら、職員に余り負担がかからない業務、そういうものを今後とも考えていかなくてならない。やはり、いろんな質問で事務事業費の見直しというのは、あわせてしていかなくちゃいけないのかなと考えています。逆にいいますと、そういう取り組みを今後ずっとしていきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員、よろしいですか。他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）原案に反対の方の発言を許

します。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

議案第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ということでもあります。先ほどの質疑の中でも申し上げましたけれども、時間外勤務の上限時間を定めたということについては、評価をすべき側面があるんだろうなと、このようには思っております。しかし、過労死ラインと言われる80時間を超えて、長時間労働させることができる内容の条例改正でもある。これまで以上にある意味で長時間労働を助長させる可能性を持った条例の改正になっているのではないかなと感じているところでございます。

長時間労働というのは、過労死などの問題のほかに家庭からの家族団らんの機会あるいは夕食をとともにする機会、こういったものを奪っていくという社会的な問題もあるわけです。また、低賃金で長時間労働しないと食べていけないという側面もあるために、賃金上げを含む労働環境の一層の改善というのが、私はそういう意味で求められていると思います。

今、質疑の中で職員増について考えないのかというところもご答弁いただいたわけでありましてけれども、実際的には事務事業の見直しという中で、今後も職員を減らす方向なのかと受けとめざるを得ない内容だったかと思っております。そういう点で、本来職員の皆さんの働く環境の改善に、本気になって進む方向になっているのかどうかということについて、疑問を持たざるを得ないということを上げて、反対の討論ということにしたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。（「なし」の声あり）他に討論参加ございますか。11番菅野良雄君。

○11番（菅野良雄君） 賛成の立場で討論に参加します。

まず、人事院の規則に伴う改正であります。運用に当たっては、常に職員組合との話し合う機会を設けながら適正な運用を図っていただきたいと思います。そういうことで、賛成いたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 松島町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第3号松島町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

これは改正の中身については、法改正によるものということで条文整理ということになっておりますが、実際に条例、本町で活用されたケースがあるのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 活用された方はおりませんでした。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） なかなか条例自体が、大学課程の履修であるとか国際貢献活動であるとかということでの自己啓発休業ということ的前提としているということで、活用が難しいのかなという気もするんです。また、活用しようとしても今の職員の体制の中ではなかなか要件を満たさないということで、要望があってもお応えできないという状況にもなっているのかなという気がするんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 先ほどの話と重なるところがあるかなという気はしています。ただ、逆にさっきは事務事業の見直しみたいな言い方しました。こういうのはまた別だと私は思います。やはり、職員でありますので、こういうのは逆に松島のためにも、町民の皆さんにもすごくいいことだなと認識しています。逆に言うと、こういうのは我々も職員に対するアピールというか、こういうものがあるからということ余りしていなかったのかなと、逆に思います。逆にそういう意味でこういうことは利用しやすいように、職員の皆さんが、そういう形で周知はしていきたいと思います。これと、確かに職員1人でも抜けると大変厳しいことは厳しいかもしれませんが、我々も後期高齢とかに職員派遣したり、事前にわかる行為であればやはり人的配置その他もろもろは、事前にそれは対応すべきものと逆に認識し

ておりますので、そういう意味でこういうものを職員が使える場とか考え方は多くしていきたいなと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 町としては、職員研修やなんかでさまざまないろんな取り組みもされているわけですが、職員個々人がそれぞれ成長して勉強してということ考えたときに自己啓発ということにおいては非常に有効性のある、有用性のあるものなのかなとは思いますが、大学課程の履修であるとか国際貢献活動などとなっているんですが、このなどでもう少し適用の範囲が広がるものなのかどうかその辺はどうなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 条例の実際は第4条に記載されています大学、短期大学とかその辺は理解されると思うんですけども、そのほかに例えば4条2号関係ですと防衛大とか水産大学校とか看護大学校とか、そういうものが該当するみたいなんですけど、それ以外のところを、4号で多分読むような形になると思いますが、これいろいろ調べてはみたんですが、具体的に実際どういったものが想定されるかというのと、なかなか難しいなと思ってまして、基本的には大学が主になるのではないかなと思っています。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第3号松島町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第4号財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

今回、財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正ということで、とりわけ災害公営住宅の屋根に設置してあるソーラーパネル、太陽光発電の関係で消費税増税に伴って改正をするということになるんですが、今回屋根の使用料と目的外使用料ということなんですが、その他いろいろ使用料というのは町であるとは思いますが、その辺の使用料に係る消費税増税にかかわる、何ていうんですか、改正というのはないかどうか、どうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 今回の条例以外の使用料にかかわる消費税絡みということでございますけれども、各条例に使用料1時間当たり幾らとかということで、消費税がいわゆる内数に入っているというか、消費税トータルでなくて使用料としてなっていますので、条例に絡む部分は今回のこの部分だけということになっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ちょっと今解釈わからなかったんですが、要するに自動的に消費税が引き上がった使用料になるという意味なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 私の答弁申しわけございません。消費税部分が絡むというのがこの部分だけということで、ほかの使用料については1時間1,000円とかということで明記されていますので、今回のこの部分だけが何々について消費税率を掛けるという表現になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 要するに、その他の使用料については、これ以外の使用料については消費税の部分は取っていないということで解釈していいのかということ。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 何度も私の回答、消費税部分は取っていないということになります。

以上でございます。（「今後も取らないということですね」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長——熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今、消費税と例えば使用料とかそういう話になったんですけれども、ちょっと分けまして使用料についてはやはりこれから今の町の財政状況を考えてみたら、こ

これはやはりいろいろと検討する必要はあるのではなかろうかということでもあります。ですから、将来にわたってということではなく、その辺は今後の検討課題にはなっていくだろうと思います。（「そうですか」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。8番今野 章議員。原案に反対の発言を許します。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。議案第4号財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正についてということでございます。

今回のこの条例改正につきましては、太陽光発電に係る目的外使用料に対する消費税率アップに伴う改正だということでございます。直接的に町民生活にかかわる改正ということではないとは思っておりますが、現状今の景気の回復ということが言われておりますが、我々からすると景気の回復も実感できないという状況があります。また、実質賃金も下がっているとも言われておりますし、年金も下がっていると。先日も年金、この間もらったら5万円下がったとかあるいは2万円下がったとか、こういう話をお聞きをしております、非常に年金が下がって大変だと、町民の多くの方々がおっしゃっているのではないかと考えております。

その一方で、3月初めから食料品などの値上げというのがずっと報道され、出てきております。町民生活というのは決して私は楽なものではないなど。やはり消費税の増税は中止をすべきものだと考えているところであります。

また、今回の消費税増税というのは食料品などの税率を8%に据え置くと、軽減とは言っておりますが、軽減ではなく据え置きだと思うんですが、それからキャッシュレスの決済ということもやるということで、ポイント還元なども行われると。そうすると、消費税率の実質的な税率が何段階にも分かれて、大変複雑なものになると言われております。そういった複雑な税率になりますと、町内の商店で売る側もまた我々買う側も、非常に大きな戸惑いが生じるのではないかと。消費税率の改正そのものが、町民生活に混乱を招くようなこともあり得るかもしれないと、今思っているところでございます。

国の消費税増税という政策の中でこの条例改正ということではありますけれども、国に消費税増税の中止を求めて町民の暮らしを守ることが、町の大切な役割だと考えておりますものから、本条例、町民生活に直接かかわるとは言い切れないところもあるかと思いますが、そういった趣旨で消費税反対の立場から、本条例改正には反対ということで反対をさせてい

ただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。いらっしゃいますか。なしですね。他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第4号財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案5号 松島町町税条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第5号松島町町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

今回の町税条例の改正、大きく2つのポイントがあるかなと。法人税割の税率の見直しということと軽自動車税の関係ですか。環境性能割などが入ったということでの改正ということになりますけれども、環境性能割で税率、これ資料の2ページ目に書いてあるわけですが、電気自動車であるとか天然ガス軽自動車、こういうものが非課税だよと、こういうことですね。それから、環境基準の達成目標が高ければ高いほど税率が低くなるという設定になっていて、いかにも環境の優しいかなということにはなっているわけですが、私もこの間軽自動車買ったんですけども、環境基準が達成しているかどうか、確認もしていませんでしたが、私のような貧乏人が買うと、電気自動車まではなかなか手が届かないということもあるかと思うんです。軽自動車に乗っている人がみんな所得が低いとは言いませんけれども、どちらかという所得の低い人が多いのかなという感じで受けとめているわけなんです。こういった税率の関係でやると、所得の低い人たちが税金の面で負担が大きくなるらざるを得ないという関係になっているのではないかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 軽自動車の環境性能割ということで、まず車でも新車、中古ということで購入ということになるかと思います。確かに、新車で買えば取得価格ということに対してのハイブリッドとかになれば、非課税とか、燃費基準達成していれば1%ということになりますけれども、現在の自動車取得税ということなんですけれども、現在の自動車取得税については実質法則では3%ですけれども、2%ということでこれよりも比率で比べるだけじゃないんですけれども、2020年度達成とかになれば1%ということで若干下がるということになります。新車で買った場合、ちょっと話、あれなんです、取得価格というのが車両本体だけじゃなくて、カーナビとかエアコンとかそういう附属部分一帯を含めての取得価格ということで、それに対して比率が掛けられるということで所得が低いということと、中古を買うかどうかは別な話になりますけれども、中古車の場合なんですけれども、中古の取得価格についてもいわゆる売買価格ではなくて基準価格ということがありまして、車両本体、新車で買った場合の大体9割程度に残存価格を掛けて、それが取得価格とみなして自動車の税金を払うということになります。

じゃあ、中古の場合どうなのかということになりますと、私インターネットとかの情報で試算はして見たんですが、軽自動車であると大体1回目の車検、3年後くらいまでたつともう取得価格が50万円以下になってしまうということで、1番、2ページの下になりますけれども、環境性能割の概要に書いてありますが、免税点になるということで取得税がかからないということになりますので、今後についても中古の軽自動車3年落ちぐらいになると環境性能割はかからなくなってくるのかなど。大体物の本にも載っていますけれども、中古の約9割以上は免税点になっているということで、現状においても環境性能割になって、自動車取得税と環境性能割も発生しないのかなということに見込んでいます。

所得の低い人の関係というお話というか質問でございますけれども、現状の自動車取得税から比べると、軽減税率が入っている部分ということと、これとは別なんです、30年度の税制改正でもこの部分がまた引き下がるということで、今国会で審議している部分もあるもので、車両本体価格が購入について自動車取得税、環境性能割にかわるんですが、そちらの部分を引き下げということで、車の価格は上がるかもしれないんですけれども、税金の部分は引き下げということになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番(今野 章君) そんなに難しい話をしたんじゃないくて、要は所得が低い人はそんなに高級な環境に優しい車を手に入れるのは難しいんじゃないかと。そうすると、税金の面で環境に優しい優秀な車を買えるのは所得の高い人たちになるだろうと。この税率の配分の仕方というのはむしろそういう、むしろ所得が高い人たちに優しいんじゃないのと、そういうことを言いたかったので、その辺についてどう考えますかということなんです。

○議長(阿部幸夫君) 佐藤財務課長。

○財務課長(佐藤 進君) 先ほど、私最後にも言ったんですが、今回の30年度の税制改正でもいわゆる一番下の上記以外の車ということで、そちらの低いほうについても今現在国会で1%程度全て引き下げるような方向で動いていますので、所得の高い人に対しての税率じゃないかと言われると、そうかもしれないんですけども、先ほど私答弁しましたように、その辺も踏まえて今、国で税制改正を進めているということでございます。

以上でございます。

○議長(阿部幸夫君) よろしいですか。(「いずれ、当分の間でしょう、これ」の声あり)今野 章議員。

○8番(今野 章君) 課長はそういうけれども、一番下に書いてあるように当分の間なので、当分の間って何年なんだ。2年ぐらいなのか。5年ぐらいなのか、10年なのかわからない話。いずれ、時間くれば、時がたてばこれは3%になる。そういうものですから、入り口は優しく出口は厳しくみたいな、そういう税制になっているのかと思います。という感想だけにしておきます。答弁要りません。

○議長(阿部幸夫君) 佐藤財務課長。

○財務課長(佐藤 進君) 当分の間ということなんですけれども、今の自動車取得税の3%、2%に今引き下がっているやつですが、それも当分の間ということですからずっと来ている部分もあります。ですから、今度は2年、3年とおっしゃいましたが、地方税法の改正とかいろいろありますので、私的には2年なのか5年なのかということについてはお答えを控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長(阿部幸夫君) 他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番(赤間幸夫君) 私もお尋ねさせていただきます。この軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の部分についてなんですが、当分の間県が賦課徴収することになり、納税義務者は環境性能割の申告を、徴収金の納付等を県知事に対して行うというんですけれども、実際事務取り

扱いの流れ的に、今の考えておられる流れを説明いただくと助かるんですけども。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、今の自動車取得税関係ですけども、そちらにつきましてはいわゆる名義とかの関係で陸運局に持っていきます。そのときに諸手続の中で自動車取得税を支払うということで、取得税といっても現金じゃなくて県証紙を張って、名義変更とかとあわせて手続を済ませるということになっております。環境性能割になっても、附則第15条の2とかの関係だと思んですが、同じように事務手続としては陸運局に購入した、名義変更したといったときに、陸運局の手続のときに同じように県証紙を張って、県に1回入って町に来るということになりますので、直接現金でのやりとりでなくて、このような現状の流れを変えないためにも附則で町で直接取るんじゃないくて、県でという条例改正でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今、答弁いただいて大体わかったんですけども、いわゆる軽自動車一般の町民の皆さんがこういった手続に当たって対応するというのは、ほとんどないに等しいかなとは思っていますけれども、中にはやはりいろいろ経験してということで、みずから陸運事務所に手続申請とか中古関係ですね、こうした場合にその分のメーカーさんとか、あるいは中古販売店とのお話し合いの中で、やるというケースが出た場合のことで、想定して聞いたんですけども、そういうことであるならばできるだけわかりましたので、町民の皆さんに向かってのPR、何かの形で、広報等使ってお知らせもしていただけたらなと思いますので、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論参加ございますか。8番今野 章議員。原案に反対の発言を許します。

○8番（今野 章君） それでは、議案第5号松島町町税条例の一部改正について反対の討論をさせていただきますと思います。

今回の条例改正のポイントは2つでありまして、1つは法人税割の税率の見直しであります。これはこれまで国が地方交付税の財源を確保することができないために、地方自治体に臨時財政対策債の発行で財源不足を補填させてきたということではありますが、今回のように消費税増税を行うことで交付団体の自主財源が相殺をされ、地方交付税の不交付団体と交付団体の間に財政力の格差が拡大していく。地方法人税を創設して、拡大をなくすために、地方法人税を創設し地方交付税の原資として地方自治体の地域間格差を解消しようという、言って

みれば税の見直しだったということだと思います。

しかし、私は自治体間の税収格差位の是正は、地方交付税が本来持っている財政保障と財政調整機能を、しっかりと発揮させることで実現されるべきことだと考えております。消費税を地方財政の主財源にしようとするようなことについては、全く反対でありますということを述べさせていただきたいと思います。

2つ目は、先ほど質疑もいたしましたけれども、今回の条例改正では軽自動車税が軽自動車税種別割に名称が変更されるとともに、環境性能割が組み入れられることとなります。電気自動車や天然ガス自動車に天然ガス軽自動車は非課税、高い環境基準を達成するほど税率が低くなるというものであります。つまり、燃費のいい車は税負担が軽く、燃費の悪い車は税負担が重くなるということになります。

環境に優しい燃費のいい車を誰でもが購入できればよいのでありますが、そう簡単にはいかないのではないかと思います。電気自動車などはまだ価格が高く、金持ちなら買えるかもしれませんが、庶民には高ねの花ではないでしょうか。安倍内閣は、大企業や富裕層、金持ち優遇の政策をずっととってきておりますが、この地方税改正でも同様の改正になっているのではないかなと考え、このような地方税改正に基づく条例改正には反対であることを申し上げて、討論とさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成者の討論の方、いらっしゃいますか。他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第5号松島町町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

休憩の声がありますので、ここで休憩に入りたいと思います。

再開を11時15分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第6 議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第6号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今回の災害援助資金の貸し付けということでありまして、保証人立てた場合は無利子だと、そういう中でこの場合保証人の保証能力というんですか、いろいろあるかなと思うんですけれども、その辺の判断はどのようにしているわけでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 保証人の前に、実際の被災者の方がこの資金の貸付金を借り受ける条件といたしまして、一定の所得以下を条件とするだけでございます。そして、保証人については、そういった国からの通知云々という通知はなく、実際そういったことはどういった判断かを考えるかということになると、まずは実際資金を借り受ける人の能力から考えて、次の段階で保証人という考えでございます。

以上でございます。（「ちょっともう1回、もうちょっとわかりやすくできないかな」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） もう1回。

○町民福祉課長（太田 雄君） 済みません、あるこれ借り受けた人がもし払えない場合は、保証人が債務を負担するという話になりますので、ある一定この金額を返していただきたいというのであれば、返せる方を保証人につけてくださいという条件になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） それはそうでしょう。だから、その判断をどうするかということなんですよ。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） これ、保証人の話ですので、例えば90歳の方でもいいのかとか、本当に若い人でもいいのかという話になるかと思いますが、まず1つ町としては税金的に滞納されていない方とか、そういうのが1つの判断にはなっていくのではないかなと。滞納者では

ないとか、そういう判断でそこは見ていかなくちゃいけないのではないかなと思っております。1つの考え方として。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そういう中で、保証人というのは私もならないことはないんだけど、信頼されている者同士で保証人になってけろと言われれば、わかりましたということで学校とかそういうものとか、いろいろなもの、保証人になることもありますけれども、そういう中でやはりその判断基準というのはお金をお返ししなきゃいけないことだから、皆さんの税金を使わせてもらうわけですから、その辺の判断、能力というのは何かの方法でやっていただきたいと思います。

それから、公営住宅もありますよね。そういう中で、保証人は必ず必要でありますけれども、そういう中で滞納者とか公営住宅の中でも、また災害公営住宅の中でも滞納者がいるのかどうか。公営住宅は当然ありますけれども、災害公営住宅の中に入っている方にも大変苦しい中で入っているわけで、そういうときも保証人とか何かも必要だと思いますけれども、その辺の判断基準ですか。滞納者に対してどのような対応をしているのかということをお聞きします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 公営住宅、災害公営住宅の入居者の滞納につきましては、滞納整理していく中で、まず現年度を確実に、当該年度、当月を確実に支払いしていただくという形で滞納者と話をさせてもらっています。

あと、その前年度までの分につきましては分割とか、そういうのを使いながら支払っていただく形で協議を進めて、まず本年度分につきましては確実に払っていただくような努力を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今、課長答弁まさにそのとおり、そうなればいいですよ。でもどんどんふえてきている状況の中であって、災害公営住宅、やむを得ず震災で大変な目に遭いまして、住宅に入るわけですがけれども、災害公営住宅に入っている方にも滞納者、その辺は状況はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 余り多くはありませんけれども、滞納が少しずつ出てきている状況になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そういう中でも、その辺の対策、保証人との話し合いも含めながら、やはりきっちりとやっていただければ税収不足、町税不足と盛んに施政方針でもいっぱい書かれていますから、その辺の徴収をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第6号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 松島町下水道条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第7号松島町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

議案第7号松島町下水道条例の一部改正について反対の立場からということで討論させていただきたいと思います。

この条例改正につきましても、消費税率引き上げに対応するための条例改正でありまして、議案第4号でも述べましたけれども、景気の回復も実感できないし、また実質賃金や年金なども下がっている。食料品などの値上げが続くなど庶民生活、町民の暮らしに余裕があると

はとても言えないと考えております。消費税の増税は中止すべきと考えるものであります。また、今回の消費税増税は軽減税率やキャッシュレス決済など軽減税率が複雑で、本町でどれだけキャッシュレス決済ができるのかも疑問であります。そもそも、消費税は所得の少ない人に重くのしかかる逆進性の強い不公平税制であります。今回の消費税増税はとりわけ富裕層が優遇される仕組みで、不公平が拡大されるのではないのでしょうか。税制の基本は担税能力に応じて負担するのが原則で、ここにこそ税制の民主主義があると考えております。逆進性の強い消費税増税はやめ、抜本的な税制の見直しをすべきだと申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 7番澁谷でございます。

本案は、消費税率及び地方消費税率が平成31年10月1日から8%から10%に引き上げられることにより、所要の改正を行うものであります。以上のことをもちまして賛成とすべきものと考えますので、議員の皆さんの審議をよろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。本案を原案のとおり決することについて賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第7号松島町下水道条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 松島町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第8号松島町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。原案に反対者の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 議案第8号松島町水道事業給水条例の一部改正について反対の討論をさせていただきますと思いますが、討論の趣旨につきましては議案第7号と同様の趣旨で反対

とさせていただきますと思います。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番澁谷議員。

○7番（澁谷秀夫君） 7番澁谷でございます。

賛成の立場から討論に参加させていただきます。議案第7号と同じ理由で賛成すべきものと思います。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第8号松島町水道事業給水条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第9号松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第9号松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 平成30年度松島町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第10号平成30年度松島町一般会計補正予算（第5号）に

ついてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。

私は今回もエアコンについてのお話をさせていただきます。

答弁の中で、ことしの設置は難しいということで、来年夏ごろという予定は間違いはないのか。まずはそこを確認させてください。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 31年度の夏は大丈夫なのかということだと思いますが、まずはきょうの予算を通していただければ、きょう速やかにその事務手続に入っていきたいなということで入札までもっていきたいとは思っております。あとは、工期の考え方とか何かはこれから詰めなくちゃならないところはあるんですが、全てがどうなのかと言われると大変、一斉に始まるのが多分県内、松島だけじゃなくて、あるかと思っておりますので、業者さんとその辺は詰めるような形になると思いますが、できるだけ優先度を高くしてやっていきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） ことしの夏、長期予報でどうなるかわからないんですけども、去年みたいに猛暑にならないかもしれないという予報もあることはあるんですけども、その中で昨年熱中症モニターを導入したということで、それを踏まえてやっていくということだったんですけども、去年導入してからデータというか、そういうの得られて、教育委員会としてデータを得られているのか、去年、そこを教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） お答えします。

データについてですが、各学校、学校保健日誌あるいは学校日誌等に温度記載することになっておりますので、各学校測定をしております。ただ、今年度の状況として測定する場所あるいは時間ということが、少し統一されていないというところがありましたので、議員のおっしゃるとおり、来年度また猛暑になるかどうか不透明ですけれども、そういうことを鑑みながら統一して、時間あるいは一日の測定する頻度なんかも統一して、よりいいデータをとっていきたいなと思っております。今年度のばらつきのあるものについては、各学校から情報収集はしております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） ぜひ統一した、やっていただきたいと思うんですけども、このクーラーを使用する場合の統一したルールづくりというのは考えてはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 今のところ考えておりません。これから使い方、計画的にやっていきたいと思います。エアコン使えば電気料とか非常にかかると思いますので、のべつ幕なし使うわけにはいきませんので、大切なお金で、金額も高くなりますのである程度時間の設けたり、日にちを設けたりしながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） そこはしっかりしたルールをつくって、運用していただければと思います。

もう1点なんですけれども、実はここ数年というかしばらくなんですけれども、アレルギーの子が結構多くなっている。もともといたのかもしれないんですけども、なっている中で、エアコンを原因というか、エアコン使用してこの原因がエアコンなどのカビじゃないかという話もあるんですけども、ひどい方だとエアコン使って咳とか出ている人には肺炎にまでつながっているという話も聞いたことがあります。その中でエアコンアレルギーに対する対策というのは、何かお考えはしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） エアコンのアレルギー等については、ことし31年度設置に向かって取り扱い、フィルターの清掃、空調機器の点検、そういうところにかかってくると思うんですね。そういったものを整備しながら、きちんとそういうものに対応していきたいと思います。それがきちんと定めないと、低学年の子供によっては肺機能が弱かったり、何かするとそういうことになったり風邪引きやすくなったりすると言われますので、そういったものについてはいろいろ今後検討していきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） わかりました。今後定期的な清掃とかしっかりしていただいて、子供たちが快適な学習環境になるようなことをお願いして、質問を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑を受けます。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ページを追って質問させていただきます。

8ページ、文書費、例規集の編さんということで補正前が690万円なんだけれども、530万円の減額ということで大分大きいなと思いますけれども、例規集の横書きとか何かという話がありましたけれども、それも関係しているのかどうかわかりませんが、お知らせください。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 当初予算で400万円予算措置しておりましたが、最終的にプロポーザルを実施して、業者からの提案の価格ということで54万円ということで今年度措置しております、その請負先の補正減ということです。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 50万じゃなく、文書費で340万円だけ減額しているの、委託料で。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 400万円の予算に対して54万円でしたので346万円の減ということです。済みません。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それはさっき言った横書きとかでいいのね。はい、わかりました。

次に、9ページの負担金ですね。津波300万円ということですが、これいつも思うんですが、情報発信というんですか、そういうの少ないのではないかな。そして交付金使うから津波とつけているのかどうかわかりませんが、津波とつくると津波だけ被害を受けた人だけが、定住促進って違いますよね。津波でなくてもいいような感じしたんだけど、これはたまたま交付金ついているから、こういう形になるのかどうかということを教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えします。

一般的に定住で使えるほうは、こちらの備考欄の2段目にあります復興支援定住促進という部分になります。議員から質問のありました津波被災につきましては、今次災害の浸水区域の中に建築される方に関しまして、こちらの復興交付金を使えるというところでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　じゃあ、予算計上したときより少なかったということで、こういうことになるんだと思います。

○議長（阿部幸夫君）　佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君）　そうです。予算計上の段階では25件ということを見込んでおりまして、今回総数的には25件変わりはなかったんですが、当初予算の段階で町内業者さんを使った場合、補助金が町外の業者さんであれば50万円なんですけれども、町内の建築業者さんを使えばそれが100万円ですということなんですけれども、今回町外の方のほうが多かったということで、不用額が発生したために補正するものでございます。

　　以上です。

○議長（阿部幸夫君）　菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　了解しました。

　　次に、ちょっとごめんなさいね。

　　13ページ、負担金がこれが農山漁村のほうで4,000万円の増、そして銭神が2,100万円ということですか。事業確定に伴ってという説明ですけれども、内容についてもうちちょっと詳しく教えていただければと。

○議長（阿部幸夫君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　農山漁村地域復興基盤総合整備事業負担金ということで、県事業になりますが、こちらいわゆるC-1事業に係る県事業負担金であります。実際当初からふえた内容につきましては、軟弱地盤対策分、これが軟弱地盤なので客土がもっと必要になったということと、幹線排水路からの塩水対策、これ塩水がどうしても湧いてくるところで排水路の系統を変えたところでの増と。最後に山からの湧水対策と、それらを含みまして県事業の分が増になっています。この県事業分につきましては、東日本大震災復興事業交付金事業の第22回申請で採択になったものとなっております。

　　以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　やはり、これは取りかかってみなければわからないということなので、こういう結果になったという理解でよろしいですか。

○議長（阿部幸夫君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　そのとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 1つ飛ばしまして、飛んでしまいました。環境衛生費、同じページの上のほうに町営三浦墓地の2,000万円という減額ですけれども、これはやはり議会の提案があつて見直したという成果なんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 昨年3月の議会のご意見を賜って事務事業を精査したということであり
ます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 2,000万円という結構高いお金が減額になったということで、よかつたのではないかと思います。減額した分で将来にわたって支障が出るようなことはないということよろしいですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） そういったことはないように精査しております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。

それから、15ページになります。土木総務費の賃金になります。行政事務補助金の賃金ということで、減額、さらに財源構成したということですが、当初からそういう何ですか、計上はできなかつたのかなと思いますけれども、理由をお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 土木総務費の賃金につきましては、建設課臨時職員5人分の賃金5人で60か月分の賃金となっております。ロードメンテナンスの臨時職員さんで途中でやめた方がおまして、募集してもなかなか来ていただけなかつたりという形になっております。あわせまして12か月分減額になっておまして、当初から予想できなかつたという形になっております。

財源構成しております2,411万3,000円となっておりますけれども、こちらにつきましては復興交付金事業で、低廉低減事業の家賃分が入ってきておりましたので、住宅費があります土木総務費に全部入れさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） このロードのメンテナンスの賃金ということなんですが、1人足りなくて仕事する上で支障はなかつたんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 実際のところは、延べで1人分足りなくなったということでありまして、ずっと1人足りなかったというわけではありませんでした。実際、9月ごろまでは3人でやっておりまして、それ以降何人か抜けてましてトータルで1人12か月分抜けたという形になっておりまして、支障はありませんでした。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 了解しました。

1人で全部やるような形になってしまって、大変申しわけないんですが、15ページ、道路新設改良費、これも精査の減ということではありますが、3億1,500万円ということで事業がそれぞれありますが、それぞれの理由というんですか、お聞かせ願えればと思いますが。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 道路新設改良費の工事費、3億1,578万円につきましては、備考欄に記載しておりますけれども、6工事について用地買収、建物補償物件の地権者との協議、JRとの協議、宮城県等との関係機関との協議に時間を要しましてできなかったものであります。

まず、順を追って説明させていただきます。町道霞ヶ浦幹線外避難道路整備工事につきましては、霞ヶ浦幹線の避難照明と避難誘導ラインを設置したいと考えておりましたけれども、今霞ヶ浦枝線工事を実施しております工事と一緒に、その辺の工事をやらせていただきたいと思っておりました。その霞ヶ浦枝線の工事がJR関連でとまっておりましたので、その工事が完成しないということで今年度その部分ができなかったものであります。

続きまして町道磯崎・高城線避難道路整備工事でありますけれども、こちらにつきましては、こちら地権者、水路、蜂谷ストアから磯崎第2踏切に抜けるルートとなっておりますけれども、水路を側溝というかV S側溝に埋めたというか設置した部分がありまして、その部分の舗装工となっておりますけれども、1件地権者の方との協議がおくれて、壁の移設ができなかった、擁壁の移設ができなかったということがありましてその部分を減額させてもらっています。町道手樽・富山駅線避難道路整備工事につきましては、地権者が不在ということがありまして、その分の地権者協議、用地買収というのがなかなか進まなかったということがありますので、その辺を減額させてもらっています。こちらにつきましては、用地買収完了しましたので、次年度実施していきたいと考えております。

町道高城・松島線避難道路整備工事につきましては、国道45号から水主町の舗装工事について地権者協議がなかなか進まないということがありまして、こちらでも減額させてもらっています。

町道東浜2号線外避難道路整備工事になりますけれども、こちらは工事は発注いたしましたけれども、契約差金を減額させてもらっています。町道松島海岸・湯ノ原線避難道路整備工事につきましては、関連する松島海岸地区の他事業とか、グリーン広場付近で電柱の地中化がありまして、その地中化計画との協議に時間を要しまして、舗装分の工事を発注できなかったものであります。

以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。ありがとうございます。

それぞれ、霞ヶ浦の工事とかおこなっているということですが、これからの工事完了に向けて支障が出ないのかということと、地権者の件、そういう交渉なんかも今後心配ないのかということでお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それぞれの機関との協議、JRとの協議、地権者との協議、そこらもう調いつつありますので、来年度工事を実施していきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 了解しました。

次に、16ページ、22節補償補填及び賠償金ということで1,200万円ということですが、これは全部を補償にかかわるものなのかということ、わかれば件数と物件などについて説明いただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 22節補償補填及び賠償金の減額につきましては、主に電柱移転補償の減額となっております。そちらの内容ですけれども、上竹谷・高城線ほか道路整備事業で500万円の減額、町道手樽・富山駅線道路整備事業で156万円の減額、町道高城・松島線外道路整備事業で300万円の減額、現道ほか避難道路整備事業で292万4,000円の減額となっております。こちらの減額の要因といたしましては、電柱移転補償なんですけれども当初協議の中では移転補償費がかかるということで協議を進めてまいりましたが、電力柱、NTT柱等の

移転が道路敷から道路敷内ということで、ほとんど移転補償にはかからないで済んだという形で減額をしております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 了解しました。

予想よりかからなかったというのは、それはそれで大変よかったのではないかと思います。

それから17ページに入ります。非常備消防費の備品購入、消防団員の安全靴購入ということで135万円ということですが、安全靴ということでだけなのかこれで十分なのか、135万円も余っていたなら、もう少しほかのものに振りかえて使うことができなかつたのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 今回減額する部分につきましては、消防団員の安全靴の部分の請差分を減額しているということです。今回購入しましたのが、消防団員220足ということになっておりまして、こちら復興基金を財源といたしまして購入しているわけなんですけれども、220という現在の団員数に若干プラスアルファした数で購入しておりまして、今のところ根拠となるような数字というものがそちらを採用させていただきましたもので、それで間に合うという形で今回減額させていただきました。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それで、全部十分だと、靴はね。そういうお答えのようですが、よく目にするのは古い人たちのほっぴなんか随分色さめているなという感じがするんですが、こうなるとき、余ったときにそういうもので振りかえて使えないのかなと思いますので、いかなものでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理（蜂谷文也君） 今回減額した分については安全靴部分のみなんですが、それ以外に常備消防団員の制服につきましては、予算を確保しておきまして各分団から不足があった場合は連絡いただきまして、こちらを購入して対応しているということになります。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 満足していただいているのであればいいのですがということでもあります。

それから、最後になりますけれども、さっき杉原議員もおっしゃってありましたエアコンの

空調設備の問題ですが、結構金額も多いので、業者さんが間に合うのかということが1つ心配されますし、地元の企業さんが参画できるのかなと思いますけれども、その点でいかがなんでしょうか。町長は専門家ですから。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 仙台市初め県内で一斉に今エアコンで動き出しているわけでありましてけれども、業界の話を聞くと仙台市内はガスを使ってやるんだという話であります。我々のところは電気を使ってやるということで、2種類のエアコン、タイプがありますけれども、電気の場合はキュービクルという問題も1つは出てくるので、そういったことでただエアコンだけつけばいいということじゃなくて、電気設備的に今キュービクルがどうなのかということで増設なんかも出てくるということでもあります。そうすると、エアコンの納期もさることながら、エアコンは海外から逆輸入して間に合うんでないかということもありますけれども、施工業者さんがかなり限られた時間の中で工事をやらなくちゃならない。学校が子供たちの使わないときに教室に入って工事をやりますので、音の問題とかそういったものが相当数出てくるだろうと、そういった中で大分制約された中での工事になるんだろうと予想されます。

そうすると、施工業者は正直言って毎日現場に入れるならいいんですけども、なかなかそれが思うようにいかないと、その辺経費がかさむということが出てくると思うんです。そういった中で受注する業者さんがどうなのかというと、大変厳しいのかなとは思いますが、ただある2市3町の中でやられた自治体の話を聞くと、落札したという話を聞いていますので、我々松島もぜひ落札までもって行って、議会に3月中に再度臨時議会等でお示しをして工期をこういった中でやりたいともっていけるように努力していきたいと、かように思っております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。

そういうおくれのないようにという気持ちはわかりました。2点目に質問した町内の業者というか、地元業者というのが参入できるのか、難しいのかなと思いますが、どうなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ことし職工組合の総会でも実はエアコンの話、組合員さんから出て我々もできないんですかねというお話は賜っております。そういった中で、ただ発注する金額、それから工事内容等もあろうかと思しますので、一概にすべてだめだということじゃないん

ですけれども、なかなか難しい点もあるだろうと。総括的に、トータル的に物事を考えて発注したいと思います。ただ、町内の業者さんについてもやはりある程度考えなくてはならないというのが庁舎内で一致した考えでありますので、幼稚園等については町内業者さんでいきたいとは思っております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） できるならば、町内の企業さんに還元してほしいなという気持ちがあります。

それから、直接予算と関係ないんですが、1億3,700万円という工事とともに、今後のメンテナンスという面でも経費がかさむんだらうと思うんですけれども、専門家でないのでよくわからないので聞くんですけれども、例えば夏休みも何日間延ばすとかそういう形で、もっと安い送風機つけるとか、そういう形でできなかったものかなと思うんです。夏休みを長くしたり学期を長くしたり短くしたりというのは、松島町の教育委員会で判断できるものなんでしょうか。教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 松島町の教育委員会である程度管理規則を変えながら判断できます。ただ、子供の実態もありますし、エアコンのために夏休み短くなるというのではなくて、総合的な判断をして学力向上を含めて短くなったり長くなったり、場合によっては卒業式を少し後ろに下げるということも考えられます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。ありがとうございます。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございますか。10番後藤良郎議員。後藤良郎議員にお願いしたいんですけれども、昼食休憩の時間でございますので、13時からの再開でよろしくお願ひしたいと思います。

ここで昼食休憩に入ります。

再開を13時といたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

10番後藤良郎議員、質疑を願います。

○10番（後藤良郎君） 10番後藤でございます。

菅野さんに大体お話ししていただいたので、12ページ、子育て支援の関係です。施設型給付費、これは私立保育所関係だったと思いますけれども、恐らく町外と県外あるかと思えますけれども、その中身をお知らせください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） お答えいたします。

県内が3カ所、県外が3カ所の計6カ所になります。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） この場面で補正になりましたけれども、どうしてこのような形になったのかお願いをいたします。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 当初は3人で予算編成しておりましたが、途中お母さんの里帰り出産と、もう1件が事業所に保育所が近いという理由での今回の補正となりました。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 保育所の関係で、これはそうすると30年度通年で見た場合には金額的にはどうなるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 通年、3人が（「30年度として」の声あり）済みません、3人ふえた分の増と考えていただければよろしいかと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 了解です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。7番澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 7番澁谷でございます。

町立学校空調設備でちょっとお伺いしたいんですが、1つは冷房は設備なるようなんですが、暖房のほうはいかがなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 機械そのものは冷暖房兼用でございます。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） それと、特別室が幾つかあるわけですが、私思いますが図書室は小中いずれもないようなのですが、図書室はいかかなものなのでしょうか。やはり静かなところで長時間利用するということもありますので、どのように考えていますか。お伺いします。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） お答えします。

図書館についても、本来なら冷暖房入れたいところであったんですが、必要最小限、最低限というんですか、済みません、必要最低限という形でということで、図書館は外させていただきました。それで、時間的にも長い時間図書館で活動するというのは余り考えられませんので、放課後図書館から本を借りたり、授業で使う本を探したりする程度で、45分間あるいは50分間図書室にこもり切りという学習はなかなかないので、図書館から借りたら教室で調べ学習に入るといった形を考えた場合、図書館は外させていただきました。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

私は13ページになりますが、6款1項3目となりますけれども、農業振興費の中で農地中間管理機構を通して、農地集積面積が当初より増加したことによるということで、増額補正が見込まれているわけなんです。たびたび各町内には実行組合組織があって、今25ないし26組合組織がされておいて、その中に共済部長関係というんですか、農業共済関係の部長さん方がおられて何とか組合維持とか組合員の確保図りながら展開しているわけです。そういうことから現在農地中間管理機構を通じて農地集積、いわゆる農業経営者の高齢化等あるいは後継者難によって、今後続けられないとして管理機構に委託していくというんですけれども、そういう方が多いんですけれども、実際の増加と捉えている数値はわかっている範囲で結構ですけれども、ここ3年程度あるいは今後の見通し等について所管課としてどう捉えているのかお伺いしておきたいんですが。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） こちらの農地集積集約化対策事業に基づくもので、議員おっしゃったとおり、農地中間管理機構を活用した地域の担い手に対して農地の集積に協力した農業者への協力金ということで単位としては2万平米を超えた場合も一律70万円と、2万平方メートル以下については1アール、100平米につき3,000円をとということでここ3年間につき

ましては当初より79万5,000円を計上しておったんですけれども、大体2戸、で平均的に100万円以内を推移しておりましたので、当初予算もそのように2戸に対して100万円ということで予算措置をまいりました。

今回は、その当初予算に予定しておりましたその2万平米を超える方につきましては70万円ということで定額で大丈夫だったんですけれども、2万平米以下の方について平米数が思ったより多かったということで、今回補正を計上させていただきました。この財源につきましてはふえた分に対して100%補助となっておりますので、同額を歳入予算に計上しています。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今、お答えをいただいて2万平米、いわゆる2ヘクタールに相当する面積なんですけれども、戸数的に言えば例えば3反歩3,000平米以上でという農業者要件があって、そういうことから云々したのがあると思いますが、それ以外でもいわゆる相続等で農地を持つことになって、耕作委託しているという形をお願いをしてやっているケースで、今後ともということで農地管理機構に移行させているケースということで見た場合に、全体的な戸数でこの2ヘクタール、2万平米というのは戸数的には何戸くらいに相当するのか。単純に2戸なんですか。単に1ヘクタール、1ヘクタールの2戸なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） この農地中間管理機構を通した場合に限っては、2戸でございますが、一般に当人同士で相対で農地法第3条第5条に基づく移転等につきましては、毎月農業委員会にかかっておりますけれども、その月の上限はあれども5件から10件そういったケースがあると把握しております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 若干質問させていただきます。

まず総務なんですけれども、管理費の9節旅費なんですね。100万円の減額ということで普通旅費40、特別旅費60、この要因はなぜこのように、100万円でございますのでどのような理由で減ったのか教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 毎年度東京のいろんな町長、副町長初め、私もそうなんです、いろんな会議、研修、セミナー、あとは不測の事態で要望行動とかありまして、同様に予算措

置しておりますが、今年度の見込みが立ったということで、この金額を減額させていただいております。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 立ったということは、今までの行かなければならない会議云々は全てクリアし、そういうものは全部、それ以外は全部、何て言えばいいんですかね、どうなんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） あとは今回議員さんたちの研修にも例年同行していますが、その分も同行しなかったり、事業費を精査した結果ということでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） わかりました。

今年度行かなかったですもんね、一緒にね。そういうことも含めながら、来年はご同行いただくとお思いますけれども。わかりました。

それから、健康診断なんですけれども、35万円議会から予算審議の中で、分科会の中で健康診断のことは毎回問われているわけでありまして。そういうことで35万円、ほかの病院にもかかっている人も入るかもしれませんけれども、35万円というのは何人分で大体何でこういうふうには受けないのかということをお教えください。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、健康診断については当初も130人予定していましたが、中には定期健康診断分でご自分の市町村分で受けられる方もおりますので、そうした関係で費用が下がったりしたところで、精査をしていただいて2月と3月の見込みを考慮して、35万円を減額したということで受けていないということではございませんので、受けるべき方は皆さん受けていただいております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 職員の中の名に何%が受けているんですか。受けていない人は比率どのぐらいなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 人間ドックは30歳以上の方で希望する方ということですがけれども、

基本的に全員受けるようにしていますので、よほど何らかの事情がない限りは全員受けるというのが前提です。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） せっかくこうやって予算化されているんですけども、持病とか何か持っている方は自分で行っているということがあると思うんですけども、やはり皆さん大事な大切な体ですから、本当にせっかくの予算化ですから、こういうものは無にしないようにちゃんと健診受けるようにご指導いただきたいと思います。

それと企画費8目、今回説明の中で景観審議会の案件がなく、審議会開催見込みがないことにより精査した。当初予算にも計上されている。そういう中で、当初予算の中には都市総合計画がありますけれども、まず総合計画の中は当初予算、総合計画審議会、これは開催されたのですか。景観は開催されていない。総合計画のほうは開催されたんですか。開催された。それで、はい、どうぞ。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 総合計画につきましては2月に開催しております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） では、この景観審議会、案件がないと。これは当初からわかっていたんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 景観審議会に関しましては、町の景観に重大な影響を及ぼす開発ですとか、建築行為があった場合開催するという流れになっております。ですので、当初予算の段階では、今年度民間事業でこういった施設を計画しているとか、そういったことはなかなか状況がつかめませんので、年度途中でそういった事案が発生した段階で、審議会を開くという流れになってございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） わかりました。

途中でそういうものがあれば、景観審議会開くんだよということでもありますね。これは、都市計画でも開催がこの予算書載っているんですけども、この間都市計画審議会ありました

んですけれども、そういう中で減額になっているということがあるので、そういう予算計上も、都市計画のやつは地区計画の説明だったということなんですけれども、やはり計画、せっかくこのように計上されているわけですから、やはりちゃんとそういう、何ですか、審議会とかなんとかというのは開くべきだなと思っております。

それと、9ページのふるさと納税なんですけれども、30年度当初予算は2,164万9,000円でした。今回補正で2,100万円、合わせて5,612万8,000円、このようになっているわけです。当初より補正含めて3,448万円ふえているわけですよ。すごいですね。そういう中で、増になった要因ですね。もちろん、委託料は寄附金いただければ返礼品ということで、委託料がふえるのはわかります。増になった要因、大きな要因はどのようなことが考えられますか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 歳出の関係でご質問ありましたが、歳入とあわせて、歳入も計上していますので、増になった要因をご説明で回答させていただきたいと思います。

まず、ふるさと納税なんですけれども、平均30年度5月から大手ポータルサイトのふるさとチョイスというところに登録しまして、ふるさと寄附金の窓口の拡大というのを図ったところでございます。12月にも補正させていただきましたが、11月の申し込みベースでいわゆる平成29年度の約3倍の申し込みがあり、寄附金総額として2,100万円ぐらいということで、12月補正で歳入ですけれども、1,000万円補正させていただいたと。

今回、2月末現在ですけれども、申し込みベースで昨年113件なんですけど、そちらの約6倍を超える670件で、2月末の申し込みベースで約3,800万円を超えている寄附があるということで12月に1,000万円、今回3月に1,500万円ということで補正させていただいているところであります。

歳出の話になりますが、それに伴ってのクレジット決済の手数料とかふるさと納税に係る業務委託ということで、委託業者にも委託していますし、返礼品の関係、送料の関係ということと次のページに、10ページになりますが、寄附金の全てを基金に積み立てしているということで歳入に合わせて積立金の1,500万円ということで、一番要因としては5月からふるさとチョイスということで、寄附の申し込みの窓口拡大を図ったのが要因なのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 済みません。

ふるさとチョイスというのはどういうものなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） ふるさとチョイスということでございますが、こちらホームページの掲載数のナンバーワン、トップでございまして、ふるさと納税の総合サイトということで窓口がありまして、全国で約1,800の自治体、20万点以上のそういうところで寄附する自治体を選べるネットというか、大手のサイトというところで、そちらに5月から町のホームページだけでなく、そういう全国的な規模のところをお願いしている、やっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そういう中で、去年もこういう返礼品のことについて今総務省では30%以上はだめですよと、そういう中で松島も前回聞いたところによると3割以下だということと総務省にはひっかからないということなんですけれども、返礼品の中で一番は観光のホテル、それから米ですか。それから海産物のカキ、そういう順位というのは、返礼は変わらないんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 返礼品の関係ですが、済みません、ちょっと調べますので、お時間いただいてよろしいですか。（「いいですよ、後で教えてください」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 平成30年の状況ですけれども、一番大きいのがいわゆる色川議員さんが言った宿泊券、あとは詰め合わせとかそういうセットが今年度も多いという実情でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今、ホテルと言いましたんですけれども、大体ホテルというのはどのくらいの金額でもって、何ていうんですか、ホテル側にお願い、返礼の金額というのはどのくらい、2万円とか1泊、そういうペアでやるとか1人でやるとか、そういうのはどうなんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 大変申しわけございません。あくまでも寄附金でいうと3万円以上

でも、3万円相当分以上について宿泊券ということになりますので、3割にすると1万円ぐらいですか。その辺からホテルの宿泊券とかになってくると。ホテルとの個別については大変申しわけございませんが、わかりかねます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ホテルもいろいろあるんでしょうけれども、ただ決まっているわけでしょう。ホテルはこのホテルって。全部のホテルやっているわけじゃないと思うんです。そういうことで3万円以上というけれども、3万円だったら1万円でしょう。そうすると松島町がこのホテル、このホテルというのが対象外になるところもあると思うんですね。1万円で泊まれるホテルというのは決まっているじゃないですか。4名以上とか。そういう中にあるので。やはりだから2万円以上のホテルとか、3万円以上のホテルとか、それ聞きたかったんですけども、それはいいです。後でこういう質問は想定されると思うんです、恐らく。だから、後で調べてくださいね。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 31年度もふるさと納税やっていますので、予算の中で資料として出しますのでよろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） それから、教育費の総務費で報償費の中でソーシャルワーカー報償費27万5,000円の減となります。この事業は活用事業において実績、事業実績により減額したと書いています。事業実績というのは27万5,000円減額しましてこれで十分だったのか。国から来るもの、県から来るもの、27万5,000円を減額して実績はこれで大丈夫だったのかなということなんです。いかがなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） このスクールソーシャルワーカー活用事業なんですけれども、減にした理由といたしましては、当町に来ていただいていますスクールソーシャルワーカーの方が7月から産休に入るということで、その方の代替としましてスクールソーシャルに関する準ずる資格を持った方ということで、単価が半分になる方なんですけれども、その方に期間中来ていただいたということで、その差額が生じたということでございます。ですから、実際にやっていただいたスクールソーシャルワーカーの活動事業の中身に関しては、通常の計画どおりの内容ということでやっておりました。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ただ、わかりました。今の説明受ければ、そういうこと書いてないから質問するので。本当に大丈夫だったのかなと。こういうことで産休ということでもありますから、これはおめでたいことでございますから。それはいいかなと思いますけれども。

皆さんあとお話しいただきましたので、よろしいと思いますので。

最後に農地費なんですけれども、これふる緊道路かなと思うんですけれども、7,500万円ですか、減額になったと。これは入札とか、そういう中の差額でこのように減額になったのでありましようか。

○議長（阿部幸夫君） まずもって、佐藤財務課長から補足答弁させます。

○財務課長（佐藤 進君） 先ほどの色川議員さんのホテルの件だったんですが、済みません、私答弁勘違いしまして、寄附金10万円以上の場合が3万円相当の宿泊券ということで、それがペアの宿泊券で1泊2食つきということで、10万円の3万円相当が6カ所、あとは寄附金20万円以上が6万円相当ということで1泊2食でそちらも2カ所ということになっておりますので、先ほど3万円相当を寄附していただいた場合1万5,000円とかという話は、大変申しわけございません。宿泊券がペアの1泊2食つきで10万円以上寄附の方が3万円相当分と。あと20万円以上の場合6万円相当分のペアの宿泊券。あとはホテルの部屋のランクとかそちらでやっているということございまして、大変申しわけございませんでした。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 農地費の舗装分、工事費につきましてはこちらは契約差金の減額というものが主になっております。契約率が約74%台、75%を切って契約となっておりますので、その分の減額となります。あと、現場の精査をいたしまして、国道45号から三陸道までの区間が、以前に宮城県の道路公社のほうで舗装の打ちかえをやっていただいたということで、その状態がよかったものですから、その辺を減額しております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今、ありがとうございます。

財務課長がお話しいただいたふるさと納税の、町長が予算審議の中で出すということでもありますから、その辺はべらっと書いてどのぐらいの返礼品、あるのか、そういうのを書いていただければ。

そしてやはりもっとふるさと納税というのはここまでふえてくると、やはり財源として非常

に重要な収入になると思うんですね。ですから、これもっと職員の中でもあとは民間業者の人のアイデアでも募って、いいものを寄附していただいた方に還元するというのも必要ではないのかなと思いますので、その辺の取り組みを研究していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。12番高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 私が本当に最後じゃないかと思うんですが、まず4ページ歳出の教育費国庫補助金、小学校費、皆さん話題になっている空調設備なんですけど、国の補助金の名称が、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金という名称で、歳出でブロック塀云々のやつがないので、これはあくまでも空調設備の補助金だと思いますので、その確認が1点と。先ほどの澁谷議員の質疑の中で、町長が冷暖房両方だという答弁だったんですが、この名称が、名称だからなのか、冷房設備対応となっているので、これは何も問題ないのかというのは1つ確認させていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） まず、最初の質問でございますけれども、ブロック塀につきましては第二小学校の入り口近くにあったものを既に撤去、今フェンスにしておりますので、町立学校についてはブロック塀については敷地内にはないということで、対象にはしておりません。申請もしておりませんでした。

そこの冷暖房の暖房がついていないということにつきましては、文科省の補助金の名称に合わせてさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） それで、暖房にも使うということだと、今までの暖房、ファンヒーターじゃないかと思うんですが、そちらの機器はどのような利活用を考えているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育次長。

○教育次長（三浦 敏君） 特別教室あるいは先ほどの図書室等につきましては、もともとファンヒーターだけで暖房でやるということでございます。普通教室につきましても今の時点では基本的にファンヒーターを使いながらということ考えております。ただ、今後費用というか、電力を使ったほうが安価なのか、同じような暖房効果によってどちらが経済的なのかあるいは耐用年数につきましても、ファンヒーターは大分耐用年数が過ぎておりますので、そういうことも考えながら検討していくということになるんだろうと思います。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） わかりました。

本当に今月の27日ですか、さっき杉原議員の質問で、町長がすぐに契約にもって行って入札に付して契約とれるようにという答弁ありましたので、私もそういうのを願っております。

先ほど色川議員さんも質問した農地費の農道、建設課長の答弁で入札差金とかだったんですが、実はこのふる繁の道路、議会報告会で行くと、必ず穴あいているって、町長が大郷町長なんかとダンプカーが多くなって農道がひどいということで、大分陳情に行かれたので、それでこの予算がついたんじゃないかなとは思いますが、あの時建設課長の説明で今までより盤を厚くするとかいう工法自体は変わらなくて、単純に入札の差金でこの7,500万円という金額になったんでしょうか。その確認でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらが路上再生路盤工ということで、今あるアスファルトを含めまして、路盤までセメント改良を行い、その上にアスファルト舗装工をやるという形になっております。その工法的には変更はございません。先ほど話しましたけれども、入札差金及び国道45号から三陸道の区間が状態がよかったので、工事費からおろしたという形になっておりまして減額となっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） では、最後の19ページの公共土木施設災害復旧費、これ町道松島・磯崎線、松島大橋橋梁外災害復旧工事、これは外って入っているんですけども、橋以外のやつということなんでしょうか。それも確認をお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちら、松島大橋関連の災害復旧につきましては、松島大橋に係る災害復旧とその道路の前後、こちらはアトレ・る前から国道45号までの部分も、災害復旧の対象となっておりますので、松島大橋外という形でなっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 今、年度末なものですから、工事が恐らくストップしているんじゃないかと思うんですが、31年度中に橋かけて、たしか32年度には今の橋を撤去するという計画だ

ったと思うんですが、今の状態見ていて本当に大丈夫なのかなと。できた橋脚もあんなにしなくちゃいけないのかと思う工事だったので、本当に心配になっているんですね。私、御存じのようにあの近くの事務所に行っていて、工事見ているんですけども、その確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 松島大橋につきましては、関連のその先ほど申しました道路等災害復旧もあわせて、平成27年度から平成31年度までの5カ年の債務負担工事で実施しております。平成27年度11月25日に臨時議会にて議決いただきまして、工事に着手しましたが、実際的には平成28年4月ごろからの工事の着工をしております。ですので、最初から1年間おくれたような形ということでスタートしましたが、そのおくれは取り戻せるものということで頑張っただけでまいりました。

しかし、宮城県との河川協議の再協議があったりあとはノリの養殖、下流でノリの養殖の種つけしているものですから、その種つけの期間の工事ができなかつたりしてございまして、なかなかおくれが取り戻せない状態となっております。実際的には平成30年度ぐらいで上部工まで全部架設を考えておりますけれども、なかなかそこまで追いつけないということで、上部工の完了するのが、上部工架設が終わるのが平成32年5月という形で、今のところは考えております。

ですので、実際的には工期的におくれがありますので、工期の延期もしながら今国交省さんとその辺工期延期、工事内容の変更なんかも詰めてございまして、その辺を計画しておりますけれども、実際的には33年ごろまでは工事がかかる形となっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 先ほどの歳入のところの説明、高橋幸彦議員からあつて教育委員会が答弁したんですけども、その中でブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金ということの質問があつて、そのとき答弁でブロック塀のお話ししたんですけども、この交付金につきましては空調設備、教育委員会の空調設備、主要事業説明で交付金が2,105万4,000円に係る分の、補助の交付金の名目になります。額でいいますと、先ほどありました小学校と中学校を足した分が主要事業で説明させていただいている交付金の受入額、これに相当します。ということで、この事業に係る空調設備事業に係る交付金ですよということになります。

以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 13ページの先ほども質問に出ているわけですが、農地費ですけれども、今回45号線から三陸道までの間の舗装状況がよかったので減額されたとなっているわけですが、この境については土地そのものは地域そのものは東松島市のものではないのかなと私は思うんですが、こういう道路とその使用状況等についての東松島市と松島町での協定内容はわからないので、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらは農道上下堤・竹谷線という形になりますけれども、これは国道45号から吉田川まで抜ける区間になりますけれども、その道路につきましては実際的にはおっしゃるとおり、東松島市さんの住所というか、土地になっております。上物の管理については松島でやるという形で協議を結んでおりますので、そちらの改修とか改良とかする場合は、町で全部やっていくという形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） そうしますと、あそこの分は町としては町道に認定したような感じなんですか。何あそこは道路の認定方法はどうなっているんですか。東松島さんの土地の分に入っている土地は、どのようになっているんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 町道ではなくて農道という形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） そうするとあそこは農道となってちょうどあそこは山村さんだったかな、お店さんのところからだと思うんですね。そこから三陸道の下までが農道となっているわけですが、その道路がある永久にそのように松島としては費用は一切、整備そのものは全部町で負担ということよろしいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらは農道整備をするときに、そういった協議を結んだという形になっておりましたので、今後も松島で管理する形になるということです。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） この件につきまして、過去に私たちその地域に行ったときにいろんな話が出てきて、ここに町で管理している道路であればあそこに信号機つけるべきではないのかとか、あそこから入っていく東松島に在住している方たちの入っていくところの街路灯なども、松島町で負担をしているんだということではありますが、それはそのような方法で今後も進めていくんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今後も、そのような方法で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） これとは直接関係ないのかもしれませんが、そうであれば早急にあの地域の方が望んでいる信号機等にも、事故等の問題も含めるのであれば農道から出ていくところの接点のところの整備等については、今後強力に進めていただきますよう望んでおきます。これに対して何かあれば聞きたい。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） あそこの入り口の信号ということで、議長も前に一般質問をしていますけれども、まだ正式に向こうの市役所に行って、こっちからこういったことでのお願いというのはしてありませんが、ただお話の中でことし1月新年のとき向こうの上下堤の行政委員さん、浅野さんというんでありますけれども、浅野さんといろいろお話し合いをさせていただきました。あの地区のご理解賜らないと、なかなか2つ続けて信号というのはなかなか難しいんだそうでありまして、今ある商店さんの前の信号を右折する形になるのだろうと。そうなった場合、あの地域の協力が必要だということでもありますので、それらについて今後いろいろお話し合いをしていきたいと投げかけてはしています。

今後、渥美市長さんとそういう話をしていきながらやっていきたいと思っておりますけれども、なかなか今まで来ている経緯もありますので、すぐにどうのこうのということにはならないと思います。ただ、北小泉の区長さんには、一応地域では要望書も上げておいたほうがいいのではないかと申し上げておりましたので、そういったものも町と東松島市と両方に上げてもらって、地域からの要望ということを形としてまず出してもらって、もう一度動き直そうかなとは思っています。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第10号平成30年度松島町一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第11号平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第11号平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり決せられました。

日程第12 議案第12号 平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第12号平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第12号平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第13号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第13号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 平成30年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第14号平成30年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第14号平成30年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号 平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第15号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第15号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第16号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 歳出のほうで減額大きいので、精査して補正するものであるということですが、ちょっと事業ごとに教えてもらいたいな。お願いします。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、多分今の復興推進費の工事費の関係だと思われませんが、こちらにつきまして補正額が8,517万3,000円となっております。一番実はこの中で大きいのが町排水区雨水管渠築造工事となっております、こちらの補正額が7,720万5,000円と

なっております。そのほかにつきましては入札等の請負差額になっております。

こちらの町排水区がなぜ大きくなったかという部分でございますが、西柳地区の当初予算を組んだときには、あそこの道路に入っている本管水道管まで開削して撤去してもう1回布設し直すという部分を、実は想定していたところございました。改めて、うちのほうで現地を確認させていただきまして埋設状況を確認したところ、水道管を何とかよけながら推進工事ができるという部分がございますので、その部分で設計額を軽減することができたという部分でございます。こちらが7,700万円近く減額になったというものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。

全体の工事の状況についてはいかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今、我々水道事業所で持っている下水道関係の工事という形でございます。ざっくり申し上げますと、西柳の雨水関係のポンプ場でございますが、こちらにつきましては平成32年度末という予定でおります。それ以外のポンプ場及び管渠につきましては、平成31年度中に完成するという予定で今進めているところでございます。以上でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第16号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 平成30年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第17号平成30年度松島町水道事業会計補正予算（第3

号) についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番(菅野良雄君) 直接かかわるものじゃありませんけれども、水道事業の二子屋の工事今やっておりますね。随分大分大がかりな工事やっているようですけれども、今の時点での進捗率ってどの程度になりますか。

○議長(阿部幸夫君) 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長(岩渕茂樹君) それではお答えいたします。

今現在、二子屋につきましては、32年度中に完成するという部分で進めている最中ございまして今やっと建屋の底盤の基礎が打ち終わった状況でございます。これから今下を掘って底盤を打ちまして地下に水槽をつくるような形で上に上物を乗せていく。乗せた段階でポンプ関係とかを全部設置していくという予定になっておりますので、やっと今基礎がある程度見えてきたという状況でございます。

以上でございます。

○議長(阿部幸夫君) 菅野良雄議員。

○11番(菅野良雄君) 見えてきたのはわかったんです。大体でいいですから、進捗率からするとどのぐらいですか。

○議長(阿部幸夫君) 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長(岩渕茂樹君) 進捗率で言ってしまうと、率的にいうとまだ40%台という状況でございます。

以上でございます。

○議長(阿部幸夫君) 他に質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(阿部幸夫君) 起立全員です。よって、議案第17号平成30年度松島町水道事業会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は5日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時55分 散会